

保育施設利用のご案内



大切なお知らせです。利用申込みの際は必ずお読みください。

令和9年度版

飯塚市 保育課

目次

保育所とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
保育を必要とする事由について・・・・・・・・	P 1
教育・保育給付認定について・・・・・・・・	P 1
教育・保育給付認定と利用の手続きの流れ・・・・・・・・	P 2
利用手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
保護者負担の費用について・・・・・・・・	P 4
申込書類・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
その他・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
入所申込みに際しての確認・注意事項について・・・・・・・・	P 7

次頁からの案内をよくご確認の上、お申し込みください。また、不明な点がございましたら、飯塚市保育課までご連絡ください。

保育所とは

保護者等（同居者含む）の仕事や病気、出産、介護などの理由で、**子どもの保育が必要となる場合に**保護者からの委託を受けて子どもを保育する児童福祉施設です。

厚生労働省の定めた基準を満たし、福岡県知事より認可を受けた施設が認可保育所とよばれます。

認定こども園とは、保育園と幼稚園の両方の良さをあわせ持ち、教育・保育をいっしょに受けることができる施設です。

入所児童年齢(令和9年4月2日現在)

生後8週経過後から就学前まで（首がすわることが確認できること）

保育を必要とする事由について

保育を必要とする事由として認められるのは、次の項目です。

1. 就労をしていること（60時間/月以上の勤務時間であること）
 2. 出産の直前か直後であること
出産月の前後2か月（出産月を含まない）
例）出産が6月の場合
4月1日（産前2か月）→出産月（6月）→8月31日（産後2か月）
 3. 病気や怪我のため、又は精神や身体に障がいがあること
 4. 同居の親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護していること
 5. 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
 6. 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること
【2ヵ月以内に就労を開始することが条件】
 7. 学校教育法に規定された学校等に在学しているか、職業訓練校における職業訓練を受けていること
 8. その他、法令等に定めのある場合
- ※事由によって、必要書類が異なります。「必要書類」のページをご参照ください。

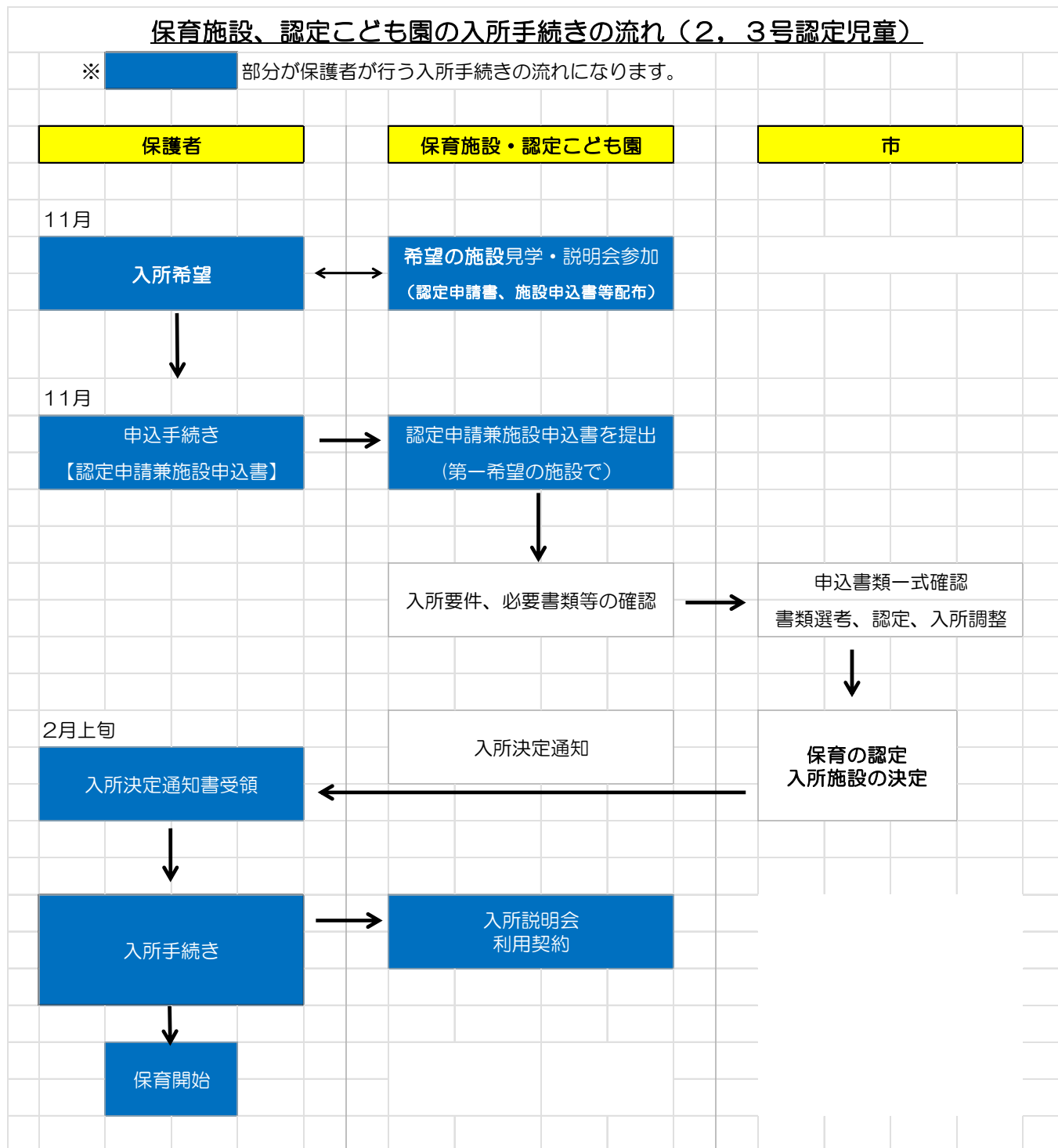
教育・保育給付認定について

保育施設を利用希望される保護者は、利用のための認定（2号・3号）を受ける必要があります。市は提出された書類を審査し、認定内容を決定します。

認定区分	年齢	利用する施設	保育時間
2号認定	満3歳以上	保育所・認定こども園 （保育部分）	①保育標準時間 （最大11時間／日）
3号認定	満3歳未満		②保育短時間 （最大8時間／日） ※延長保育を除く

新規教育・保育給付認定と施設利用の手続きの流れ【当初(4月)入所】

保育施設や認定こども園の利用を希望する保護者は、利用申込みと同時に2号・3号での教育・保育給付認定の申請を第一希望施設で行っていただきます。申請の流れは下の図のようになります。



新規利用手続きの流れ【当初(4月)入所】

【希望の施設見学、教育・保育給付認定、保育施設の利用の申し込み】 1 1 月

希望の施設見学（認定申請兼施設申込書等配布）

教育・保育給付認定と保育施設利用の申込みは、同時に行っていただきます。

教育・保育給付認定と保育施設利用の申込みは、第一希望施設で受付けております。

（※）

教育・保育給付認定・保育施設申込の際は、P 5「申込書類」も併せてご提出ください。

「必要書類」が揃わない場合は、教育・保育給付認定ができないため申込受付ができません。必ず「必要書類」は全て添付して申込みください。

【教育・保育給付認定】

教育・保育給付認定についてはP 1 をご覧ください。

【保育施設利用の可否】

教育・保育給付認定後に保育施設利用の可否が決まります。

また、お子さんの利用の可否は、申込みの順番で決定するものではありません。

締切日までに申込みされた方について、保育の必要性の度合いを勘案し、利用調整時に、保育の必要性の高いお子さんから利用を承諾することになります。

希望施設に受入れの余裕がない場合など、利用申込みをされてもご希望に添えないことがあります。

【結果】

2月上旬ごろ、4月1日入所の利用調整の結果については、入所できなかった方も含め申込者全員に通知します。

【入所説明会】

施設の利用が決定後、施設で説明会があります。

お子さんの面接などもありますので、必ずお子さんと一緒にご参加ください。

【施設での利用開始】

毎月1日が利用開始日になります。

※5月以降の途中入所申込は、希望園、もしくは市役所こども未来部保育課、各支所市民窓口課の受付となります。

入所希望月の前月10日までに入所申込書を提出してください。

保護者負担の費用について

お子さんが保育施設の利用を開始した場合、毎月、保育料の納付や副食費の支払いが必要となります。

※主食については各園で対応が異なりますので、入所先へお問い合わせください。

◆ 0・1・2歳児クラスの児童（令和6年4月2日以降に生まれた児童）

保育料（副食費含む）の納付が必要となります。

※入所児童が第2子以降の場合、保育料は無償となります。

1) 保育料の算定

保育料は、お子さんの年齢、扶養義務者の税額（合計額）、家族構成をもとに算定します。この保育料には副食費も含まれています。

保育料は9月が改定の時期となります。											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度市民税額に基づく保育料					当年度市民税額に基づく保育料						

※原則、父母が保育料算定上の扶養義務者になります。

また、お子さんと同居している祖父母等の同居者等がいる場合には、その同居者等が扶養義務者になることがあります。

※年度当初の年齢で保育料が異なります。満年齢に達した場合も年度内の変更はありません。

※前年中の海外収入は、保育料算定時に含めて計算を行います。

※市民税の申告（収入なしも含む）をされていない方は、市役所税務課市民税係にて申告手続きが必要です。（未申告時、又は税額が確認できない場合は最高階層区分が適用されます。）

2) 保育料の納付

《保育園を利用される方の納付について》

納期限は、毎月末日となりますが、納期限が土日・祝日にあたる場合は、翌金融機関営業日が納期限となります。ただし12月は金融機関最終営業日となります。（口座振替日は納期限と同日です。）

◆ 3・4・5歳児クラスの児童（令和6年4月1日以前に生まれた児童）

保育料は無償ですが、副食費の支払いが必要となります。

1) 副食費の支払い

副食費は、支払い方法や期限等を各保育施設で設定しておりますので、入所を希望される施設へ直接お問い合わせください。

申込書類

●申込みの際には、以下の書類を提出ください。

①教育・保育給付認定申請書兼保育施設入所申込書（児童ごと）

②保育の必要事由を確認するための資料及び該当する場合のみ必要となる書類（以下参照）

③個人番号届出書、番号確認書類及び身元確認書類の写し

初めて申請される方のみ提出してください。

家庭で保育ができないことを証明する書類

入所する児童の父母・祖父母など **60歳未満の同居者全員**について、家庭で保育ができないことを証明する書類の提出をお願いします。

（下記以外の理由がある場合には、保育課にお尋ねください）。

家庭で保育ができない理由	提出する書類
会社等に勤務している	就労証明書 （会社・事業主が記入したもの。）
自営業、農業、内職等をしている	就労証明書 （自営業の方は、ご自分で記入してください。） 事業を確認できる書類（写し） 例）個人事業の開廃業等届出書、確定申告書、事業所得に関する事項を記帳した帳簿等
保護者が病気等のため通院、治療している	診断書 （家庭での保育ができないことを記載した医師の診断書）、障がい者手帳の写し 等
同居等の病人等を常時自宅で介護・看護している（他介護・看護等のサービスを受けていない事）	介護・看護を受ける方の 診断書 （障がい者手帳の写し等）、 申立書 （介護・看護のため保育ができない状況、介護・看護をする方の署名押印など）
学校、職業訓練校等で就学中	在学証明書等 、 誓約書 、 カリキュラム
出産（産前産後2か月間の条件付入所）	母子手帳の写し （出産予定日記入部分）
育児休業中で上の子の入所継続	育児休業証明書 ※就労証明書で育児休業取得中であることが確認できる場合は不要
求職活動中（2か月間の条件付入所）	誓約書 （就労後、勤務証明書の提出を要します。）

（※）申込み内容によっては、上記以外の書類を提出していただくことがあります。

・ 診断書等を取得される場合は要件等がありますので必ず事前にお問合わせ下さい。

その他

1. 口座振替依頼書（現在口座振替されていない方）

用紙は3枚複写になっています。

押印箇所が3か所ありますので、印鑑漏れのないようにお願いします。

※口座引落日は毎月末（土日・祝日の場合は、翌金融機関営業日。12月は金融機関最終営業日となります。）

※口座振替は児童ごとの申し込みですので、兄弟児でも新規入所の場合には申し込みが必要です。

※令和8年度の口座振替済通知（令和8年度の4～3月分の口座引落日結果）は令和9年4月に通知します。

2. 入所期間

令和9年4月1日から（最長）令和10年3月31日まで

申込内容（入所理由）により、上記より入所期間が短くなる場合があります。

また、次のいずれかに該当する場合は、年度途中で退所していただくことがあります。

- ① 退職などにより自宅保育が可能となり、教育・保育給付認定要件が認められなくなった場合
- ② 出産や求職活動等を理由に入所したが、その期間中に誓約事項が守られなかった場合
- ③ 保育料を長期にわたって滞納し、納入の誠意が認められない場合
- ④ 申込に虚偽の事項が記載されていた場合

3. 入所承諾書送付（入所決定通知）

令和9年2月上旬 発送予定（保育料の通知及び保育料納付書は4月送付予定）

入所承諾書は、継続入所の方は保育施設より配付、新規入所の方は郵送になります。

4. 入所決定後、次のようなときは届出等を必ず行ってください。

- ① 市外へ転出したとき、市内で転居するとき
- ② 勤務・就労状況が変わったとき（就労しなくなったときや勤務先が変わったとき）
- ③ 婚姻・離婚により世帯構成が変わったとき
- ④ 自宅での保育ができる状態になったとき

5. 申込をされても、入所を保証するものではありません。定員や申込状況によりご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

入所申込みに際しての確認・注意事項について【必ずお読み下さい】

- (1) 第1希望に入所できない場合があります。
申込者が予定定員より多い場合、入所調整を行う場合があります。
入所調整により第2希望以降の保育施設に入所していただく場合があります。
認定こども園については保育部分の申込となります。認定こども園を希望される場合は、認定こども園制度をご理解のうえ申し込みをお願い致します。
- (2) 申込書の内容に変更が生じた場合（婚姻・離婚等）は必ず連絡してください。
転居、婚姻・離婚など、申込書に記載している内容が変更になる場合には、保育料の変更や入所手続きの変更が必要になりますので早急にご連絡ください。手続きが遅れた場合、遡って保育料を減額することはできませんのでご承知ください。
- (3) 保育所入所要件が変更又は要件無しとなった場合は必ず連絡してください。
退職、勤務先の変更や出産等により教育・保育給付認定要件が変更となった場合は、改めて家庭で保育ができないことを証明する書類の提出をお願いします。また、教育・保育給付認定要件が無くなった場合は保育施設に入所することができませんのでご承知ください。
- (4) 保育料の滞納に対しては、滞納処分（財産の差押）を行います。
保育料負担の公平性のため、現在、保育料を滞納している方に対して、法に基づく滞納処分（財産差押）を実施します。
- (5) 就労状況確認のため、入所後にも給与明細等の提出を依頼する場合があります。
就労状況が不明確な場合、保育の必要性を確認するため、給与明細の提出依頼や必要書類の提出を依頼する場合があります。
- (6) 市県民税が未申告の場合、最高額階層区分が適用されます。
- (7) 市民税の更正・修正により税額が変更になった場合は、その申告書の写しを提出してください。
- (8) 申込は、入所を保証するものではありません。申込状況によりご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (9) 入所児童が第2子以降の場合、保育料は無償となります。
- (10) 入所申込時は、お子様と希望施設を訪問し園保育方針・取組及び別途費用（制服等）をご確認ください。

(1 1)求職・内定で入所した際は勤務確認のため3ヶ月間給与明細の写しをご提出ください。

※就労が確認できない場合、保育所入所要件なしと判断され、退所（園）していただく場合があります。

(1 2)入所後、市外へ転出した場合、申込状況により継続して通園できない場合があります。

(1 3)転園申込においては、新規児童と一緒に選考を行うので、元の保育施設にそのまま通えない場合があります。

(1 4)申請後、保育施設入園の意思がなくなったときは、速やかに申込を取下げてください。

【お問い合わせ先】

飯塚市役所

本庁こども未来部保育課

Tel 96-8214